別表第二の二中「

表面仕上材	1個につき
表面仕上材	1個につき
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	1個につき

」を

200
1,200

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

2　平成二十六年七月一日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十七年一月一日前に建造に着手されたもの）であって平成三十年七月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、第一条の規定による改正後の船舶設備規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　第一条の規定による改正後の船舶設備規程第百十五条の四の二第一項第一号の規定は、国際航海に従事しない船舶であって平成二十九年七月一日前に建造契約が結ばれたもの（建造契約がない船舶にあっては、平成三十年一月一日前に建造に着手されたもの）のうち平成三十三年七月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、適用しない。

4　前二項の船舶であって、平成二十六年七月一日以後に主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。